

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24 - 関東57 - 3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年4月4日

【会社名】 マネックスグループ株式会社

【英訳名】 Monex Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 松本 大

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地1

【電話番号】 03(4323)8698(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理部長 蓮尾 聡

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地1

【電話番号】 03(4323)8698(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理部長 蓮尾 聡

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成24年4月12日
効力発生日	平成24年4月20日
有効期限	平成26年4月19日
発行登録番号	24 - 関東57
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行残高の上限 40,000百万円

## 【これまでの売出実績】

（発行予定額を記載した場合）

該当事項なし

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額）

該当事項なし

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
24 - 関東57 - 1	平成25年 3月4日	3,000百万円	-	-	-	-
24 - 関東57 - 2	平成25年 3月8日	7,000百万円	-	-	-	-
実績合計額（円）		10,000百万円	償還総額 （円）	なし	減額総額 （円）	なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） 30,000百万円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当事項はありません。

### 第2【売出要項】

#### 1【売出有価証券】

##### (1)【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	マネックスグループ株式会社2013年10月17日満期0.70%円建社債（「第27回個人向けマネックス債」と略称することがある。）（以下「本社債」という。）
記名・無記名の別	無記名式
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額（円）	10,000百万円
各社債の金額（円）	10,000円
売出価額の総額（円）	10,000百万円
利率（％）	年0.70％
償還期限	2013年10月17日
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	東京都千代田区麹町二丁目4番地1 マネックス証券株式会社（以下「売出人」という。）

(注) 1. 本社債には、マネックスグループ株式会社（以下「発行会社」という。）の関係会社その他の者による保証は付されない。

2. 本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金商法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。本社債は、発行会社の2007年6月12日付ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「本プログラム」という。）に基づきユーロ市場で発行される。本プログラムについては、2012年12月25日、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）によりBBBの格付が付与されており、本発行登録追補書類提出日（2013年4月4日）現在、かかる格付の変更はされていない。本プログラムに対する格付は、直ちに本プログラムに基づいて発行される個別の社債に適用されるものではない。

JCRは、金商法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「登録格付業者」という。）である（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与に当たり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本プログラムに付与する格付につき、JCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付情報」の「格付一覧・金融法人」（[http://www.jcr.co.jp/rat\\_fina/rat\\_list.php](http://www.jcr.co.jp/rat_fina/rat_list.php)）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03 - 3544 - 7013

3. 本社債のその他の主要な要項については、下記「本社債のその他の主な要項」を参照のこと。

## 2【売出しの条件】

売出価格（円）	各社債の金額100円につき100円
申込期間	2013年4月4日から2013年4月17日まで
申込単位	10,000円
申込証拠金（円）	なし
申込受付場所	売出人の本店及び日本国内の各支店
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当事項はありません
売出しの委託契約の内容	該当事項はありません

- (注) 1. 本社債の発行日は2013年4月17日、受渡期日は2013年4月18日である。
2. ユーロ市場で発行される本社債の券面総額は10,000百万円である。
3. 本社債の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。売出人との間で行う本社債の取引に関しては、当該売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
4. 本社債は、本プログラムに基づきユーロ市場において募集され、2013年4月17日に発行される。本社債は、ユーロ市場においてCitigroup Global Markets Limitedにより引き受けられる。本社債は、いかなる証券取引所にも上場されない。
5. 本社債については合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づく登録はなされておらず、またこれがなされる予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内もしくはその属領において、または米国人（U.S. person）に対してもしくは米国人のために、本社債の募集、売出または交付を行ってはならない。本段落において使用されている用語は、合衆国内国歳入法及びそれに基づく規則において定義された意味を有する。

### 本社債のその他の主な要項

下記は、本社債のその他の主要な要項（以下「本社債要項」という。）である。

#### (1) 様式、額面及び所有権

本社債は、本書に記載する額面金額にて無記名式で発行される。

本社債が仮包括社債又は永久包括社債により表章され、関係するクリアリング・システムによって認められる限り、本社債は本書に記載する額面金額においてのみ、その取引を行うことができる。

本社債は、固定利付社債であり、本書に定める利息、償還及び支払基準に従う。

本社債には連続的な番号が付され、利札付きで発行される。

本社債及び利札の所有権は、交付により移転する。管轄権を有する裁判所によって命令された場合又は法律により要求された場合を除き、本社債又は利札の所有者（以下に定義する。）は、その支払期限が過ぎているか否かにかかわらず、また、その所有権、信託若しくは持分の通知、それに関する書面若しくはその盗難若しくは紛失に関する書面にかかわらず、あらゆる目的においてその絶対的な所有者とみなされ、またそのように取り扱うことができ、いかなる者も所有者をそのように取り扱ったことにつき責任を問われない。

本社債要項において「社債権者」とは本社債の持参人をいい、（本社債又は利札に関して）「所有者」とは本社債又は利札の持参人をいう。

## (2) 本社債の地位

本社債及びこれに関連する利札は、発行会社の無担保の債務(但し、下記(3)に服する。)を構成し、発行会社の発行する本社債及び利札は常に同順位であり、互いに優先されない。発行会社が本社債及びこれに係る利札について負う支払義務は、発行会社が現在若しくは将来において負うその他の無担保かつ非劣後の債務及び金銭債務と常に同順位である(但し、適用のある法律が例外を定める場合及び下記(3)を除く。)

## (3) 担保設定制限条項

本社債のうち未償還のものがある間又は利札のうち未払いのものがある間は、発行会社は、( )関係債務(以下に定義する。)について支払われるべき金額の支払い、( )関係債務についての保証に基づく支払い、又は( )関係債務に関する補償若しくはそれに類する債務に基づく支払いを担保するために、発行会社又は主要子会社(以下に定義する。)の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部に対して、関係債務の保有者のために、抵当権、先取特権、質権その他の担保権を設定せず、又はそれらが残存していることを認めず、また、いかなる主要子会社に対してもこれらの行為を認めない、但し、本社債及び利札に従って、同時に、若しくはそれ以前に、かかる関係債務、保証若しくは補償、若しくはその他の債務について認められている若しくは残存しているものと同等の担保権、又は社債権者の特別決議により承認されたその他の担保権が設定されている場合はこの限りではない。

本社債要項において、以下の用語はそれぞれ以下に定義された意味を有する。

「連結財務諸表」とは、発行会社のいずれかの会計期間(以下に定義する。)について、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成された発行会社及びその連結子会社(以下に定義する。)の連結財務諸表、又は当該会計期間について監査済みの連結財務諸表が作成されている場合には、前述のとおり作成された発行会社及びその連結子会社の監査済み連結財務諸表をいう。

「連結子会社」とは、発行会社の会計期間に関して、当該会計期間の連結財務諸表において連結されている子会社をいう。

「会計期間」とは、文脈に応じて、( )4月1日から翌年3月31日まで、( )4月1日から同年9月30日まで、又は( )10月1日から翌年3月31日まで、の期間をいう。但し、発行会社が3月31日以外の日を決算日として会計期間を変更した場合には、上記( )、( )及び( )はそれに応じて変更されたものとみなされる。

「主要子会社」とは、発行会社の連結子会社であり、( )作成された直近の監査済み連結財務諸表について使用されたかかる連結子会社の、直近の監査済み非連結財務諸表に示されるその総営業収益(あるいは、かかる連結子会社自体が連結財務諸表を作成している場合には、当該連結子会社の監査済み連結財務諸表に示されるその総営業収益)が、かかる監査済み連結財務諸表に示される発行会社及びその連結子会社の総営業収益の10%以上であるか、又は( )作成された直近の監査済み連結財務諸表について使用されたかかる連結子会社の、直近の監査済み非連結財務諸表に示されるその総資産(あるいは、かかる連結子会社自体が連結財務諸表を作成している場合には、当該連結子会社の監査済み連結財務諸表に示されるその総資産)が、かかる監査済み連結財務諸表に示される発行会社及びその連結子会社の総資産の10%以上であるものをいう。

「関係債務」とは、いずれかの者が保有する、設定から1年を超える所定の満期を有する債券、ノート、社債、転換社債又はその他の有価証券の形式の、あるいはそれらにより表章又は証明される債務で、以下に該当するものをいう。

- (a) 以下の(A)又は(B)のいずれかに該当すること。(A)その条件に従って円以外の通貨により支払いがなされるか、円以外の通貨で支払いを受ける権利を付与するものであること、又は、(B)円建てであり、当初その元本総額の50%を上回る金額が、発行会社若しくはその主要子会社により、あるいは発行会社若しくはその主要子会社の許可を得て、日本国外で販売されること、かつ、
- (b) 当該時点において、日本国外のあらゆる証券取引所若しくは店頭市場又はその他の証券市場における値付け、上場又は取引若しくは売買がなされているか、企図されているか、あるいはこれらの行為が可能であること。

## (4) 利息及びその他の計算

### 固定利付社債の利息

各固定利付社債は、2013年4月17日(以下「付利開始日」という。)より、その残存額面金額に対して年0.70%による利息を生じ、かかる利息は本社債の償還期限に後払いで支払われる。支払われる利息の金額は、以下に従って決定される。

利息発生期間において本社債に関し、計算金額毎に支払われる利息金額は、利率、計算金額及び日数調整係数により算出される額に等しいものとする。但し、利息額(又は、当該計算の方式)が当該利息発生期間に該当する場合には、利息発生期間において本社債に関し、計算金額毎に支払われる利息額は、当該利息額(又は、当該公式によって計算される金額)に等しいものとする。利息期間が2以上の利息発生期間から成る場合、当該利息期間に関して計算金額毎に支払われる利息金額は、各利息発生期間に関して支払われる利息額の合計に等しいものとする。利息の計算が必要なその他の期間に関し、上記条項は適用される。但し、日数調整係数が利息の計算が必要な期間である場合はこの限りでない。

「利息発生期間」とは、付利開始日(当日を含む。)から当初の利払日(当日を含まない。)までの期間及びその後において当該利払日から次の利払日までの期間をいう。

「日数調整係数」とは、一定の期間(当該期間の初日は含み、最終日は含まない、以下「計算期間」という。)における利息

額の計算に関して、以下の計算式により計算期間中の日数を360日で除した数をいう。

$$\text{「日数調整係数」} = \frac{(360 \times (Y2 - Y1)) + (30 \times (M2 - M1)) + (D2 - D1)}{360}$$

上記計算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日を含む年を数字で表記したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる最終日の直後の日を含む年を数字で表記したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる最終日の直後の日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日を数字で表記したものをいう。ただし、当該数字が31である場合には、30とする。

「D2」とは、計算期間に含まれる最終日の直後の暦日を数字で表記したものをいう。ただし、当該数字が31である場合には、30とする。

#### (5) 償還及び買入れ

##### (a) 最終償還

本社債要項(5)の規定により早期に償還、買入れ又は消却が行われていない限り、本社債は、2013年10月17日(以下「満期日」という。)に、その額面金額で償還される。

##### (b) 期限前償還

本社債要項(5)(c)による償還において、又は本社債要項(9)に規定する支払期日が到来した場合において本社債について支払われるべき期限前償還金額は、本書に別途記載がない限り、満期償還金額とする。

##### (c) 税制上の理由による償還

本社債は、( )日本若しくはその政治的区分若しくは課税権限を有するその当局が適用する法令の変更若しくは改正、又はかかる法令の適用若しくは公権的な解釈の変更(本社債の第1トランシェを発行することについて合意がなされた日付以降に効力を生じる変更若しくは改正。)の結果、発行会社が下記(7)に規定する追加額を支払う義務を現在若しくは将来において負うこととなり、かつ( )かかる義務が、発行会社が講じることのできる合理的な措置を講じても避けることのできないものである場合、発行会社の選択により期限前償還金額(上記(5)(b)に記載)により(償還について定められた日付までに生じた利息を付して)、社債権者に対して60日前以降かつ30日前までの通知(かかる通知は撤回不能とする。)を行った上で、いつでも、その全部を償還することができる(一部のみを償還することはできない。)。但し、かかる償還通知は、本社債についての支払いが当該時点において期日を迎えていたと仮定した場合に発行会社がかかる追加額を支払う義務を負っていたと思われる最も早い日の90日前より前の日付において交付してはならない。本項に従って償還通知を発行する前に、発行会社は財務代理人に対して、発行会社がかかる償還を実行する権限を有する旨を記載し、前記のとおり償還を行う発行会社の権利に係る前提条件が満たされていることを証明する事実が記載された発行会社の代表取締役の署名ある証明書、並びにかかる変更又は修正の結果、発行会社が現在又は将来においてかかる追加額を支払う義務を負う旨の、定評のある外部の法律顧問が作成した意見書を交付するものとする。

## (d) 買入れ

発行会社及びその子会社は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本社債を買入れることができる。但し、本社債に関連する、期限未到来の利札が全て、本社債に付されているか、本社債と共に提出されることを条件とする。

## (e) 消却

発行会社若しくはその子会社が買い入れたか、あるいは発行会社若しくはその子会社を代理して買い入れられた本社債は全て、期限未到来の全ての利札と共に、財務代理人に消却目的で提出することができ、この場合、発行会社が償還する全ての本社債と共に、(本社債に付されているか、本社債と共に提出される期限未到来の全ての利札と共に)即時に消却されるものとする。前記のとおり消却のために提出された本社債は、これを再発行又は再販売することができず、かかる本社債に関する発行会社の債務は弁済されたものとみなされる。

## (6) 支払い

## (a) 本社債

本社債の元本及び利息の支払いは、以下に従うことを条件として、米国外に所在する支払代理人の所定営業所において、本社債、又は利札を呈示及び提出することと引換えに、「銀行」宛てに振り出された関連通貨で支払われる小切手により、又は(保有者の選択によって)「銀行」における当該通貨建ての口座への振込みにより、なされる。ここにおける「銀行」とは、当該通貨の主要な金融センターに所在する銀行をいう。

## (b) 法律に従った支払い

あらゆる場合において、支払いは全て、支払場所において適用される金融その他の法令及び指令、又は発行会社及びその代理人が服することに合意したその他の法律に従うものとし、かつ、発行会社はかかる法令、指令若しくは合意により賦課若しくは徴収されるいかなる税金若しくは課徴金に対する責任を負わないものとする。但しこの規定は、下記(7)の規定を損なうものではない。かかる支払いについて社債権者又は利札所持人に対して手数料その他の経費が課されることはない。

## (c) 代理人の選任

発行会社が当初選任した財務代理人、支払代理人及び計算代理人並びにそのそれぞれの所定営業所は以下に掲載するとおりである。財務代理人、支払代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、いかなる社債権者若しくは利札所持人のためにも、あるいはいかなる社債権者若しくは利札所持人との間でも、代理人若しくは信託の義務若しくは関係を引き受けるものではない。発行会社は随時、財務代理人、その他の支払代理人又は計算代理人の選任を変更又は終了する権利及び追加の若しくはその他の支払代理人を選任する権限を有する。但し、発行会社が常に、( )財務代理人1名、( ) (本社債要項によって要求される場合には、) 1名若しくは複数の計算代理人、( ) (本社債がシンガポール・エクスチェンジ・セキュリティーズ・トレーディング・リミテッドに上場されており、同証券取引所の規則により要求される場合には、) シンガポールに所定営業所を有する支払代理人、( ) 本社債が上場されるその他の証券取引所が要求するその他の代理人、並びに( ) 欧州委員会指令2003/48/ECを施行する法律若しくは2000年11月26日から27日のECOFIN評議会の決定事項を施行するその他の指令に従って租税の源泉徴収若しくは控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国に所定営業所を有する支払代理人、を維持することを条件とする。

かかる変更又は所定営業所の変更についての通知は、社債権者に対して迅速に交付されるものとする。

財務代理人兼支払代理人兼計算代理人

株式会社三菱東京UFJ銀行 ロンドン支店

英国ロンドン EC2Y 9AN ロープメイカー・ストリート 25 ロープメイカー・プレイス

(The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch Ropemaker Place, 25 Ropemaker Street London

EC2Y 9AN)

(d) 非営業日

本社債又は利札に関する支払いの日が営業日でない場合、その保有者は、翌営業日までその支払いを受けることができず、またかかる延期された支払いに関する利息その他の金額を受け取る権利も有しない。本段落において「営業日」とは、提示場所において銀行及び外国為替市場（当該法域において金融市場と呼ばれる場所）が営業している日（土曜日及び日曜日を除く。）及び該通貨の使用国の主要な金融市場において、当該通貨によって外国為替取引が行われる銀行口座に送金する方法で支払がなされる日をいう。

(7) 課税

発行会社による、あるいは発行会社を代理してなされる本社債及び利札に関する元本及び利息の支払いは全て、源泉徴収又は控除が法律によって要求されるものでない限り、日本若しくは課税権限を有するその当局により、あるいは該当地域において賦課、徴収、徴求、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の税金、課徴金、査定額又は政府関係費用（以下「租税」という。）が適用されない状態で、またこれらに関して源泉徴収又は控除を行うことなく、なされるものとする。かかる源泉徴収又は控除が法律によって要求される場合には、発行会社は、社債権者及び利札所持人が、かかる源泉徴収又は控除を行う必要がなければ同人が受領していたと考えられる金額を受領することができるよう、追加額を支払うものとする。但し、以下に該当する場合には、本社債又は利札についてかかる追加額は支払われない。

(a) その他の関係：

本社債又は利札を保有するという事実だけでなく、同人が日本との間でその他の関係を有することを根拠としてかかる本社債又は利札について税金、課徴金、査定額又は政府関係費用の支払義務を負う保有者に対して、又はかかる保有者のために第三者に対して、支払いが行われる場合。

(b) 特殊関係者：

発行会社又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法」という。）第6条及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）（その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法施行令」という。）に定める発行会社と特殊の関係のある者（以下「特殊関係者」という。）を支配し又はこれらに支配される日本国の非居住者若しくは内国法人以外の法人である保有者に対して、又はかかる保有者のために第三者に対して、支払いが行われる場合。

(c) 連動社債：

（ ）発行会社又は（ ）発行会社の特殊関係者にかかる、利益の額、売上金額又は収入金額その他の類似の指標（租税特別措置法及び租税特別措置法施行令に定められる。）を基礎として利子の額が計算される社債の保有者に対して、又はかかる保有者のために第三者に対して、支払いが行われる場合。

(d) 関連日後30日を経過した後の呈示：

本社債又は利札が、関連日（以下に定義する。）後30日を経過した後に呈示された場合、但し、その保有者がかかる30日の期間の満了時に支払のために呈示したとすれば支払いを受けることのできた追加額についてはこの限りでない。

(e) 個人に対する支払い：

かかる源泉徴収又は控除が個人に対する支払いに課されるものであり、かつ欧州委員会指令2003/48/EC若しくは2000年11月26日から27日のECOFIN評議会の決定事項を施行するその他の指令又はこれらの指令を実施し若しくは順守する法律、若しくは順守するために導入された法律に基づき必要である場合。

(f) 別の支払代理人による支払い：

欧州連合加盟国内の別の支払代理人に呈示すればかかる源泉徴収又は控除を免れうる保有者により、又はかかる保有者のために本社債又は利札が支払のために呈示された場合。

## (g) 利子受領者情報又は非課税適用申告書：

( ) (x) 支払代理人又は参加者(以下に定義する)に対して、利子受領者情報(以下に定義する。)を提供するか、(y) 本社債又は利札が支払のために呈示される支払代理人又は発行会社に対して非課税適用申告書(以下に定義する。)を提出するという要件について、当該要件に従えばかかる源泉徴収又は控除を免除されるにもかかわらずかかる要件に従わない保有者に対して、又はかかる保有者のために第三者に対して、支払が行われる場合、又は、( ) その利子受領者情報が、参加者及び関係する国際決済機関からかかる支払代理人に対して適式に通知されない保有者に対して、又はかかる保有者のために第三者に対して、支払いが行われる場合。

## (h) 日本国の居住者：

日本の税法上、日本国居住者又は内国法人とみなされる保有者(但し、( ) 利子受領者情報を提供するか、非課税適用申告書を提出するという要件に従った指定金融機関(以下に定義する。)、及び( ) (直接、若しくは参加者その他を通じて間接的に)当該支払代理人又は発行会社に対して、当該日本国居住者又は内国法人が、発行会社が選任した日本における支払代理人を通じて本社債の利息を受け取ることを根拠として発行会社が源泉徴収又は控除を行うことを要求される租税につき、自身がかかる租税を免除される状態にある旨を適式に通知した日本国居住者又は内国法人を除く。)に対して、又はかかる保有者のために第三者に対して、支払いが行われる場合。

## (i) 非居住者申請：

かかる源泉徴収又は控除が、当該保有者が関連当局に対して非居住者申請その他これに類する免税の申請を行うことにより免れ得る(あるいは免れ得た)ものである場合。

本社債要項において本社債又は利札に関する「関連日」とは、その支払期日が最初に到来した日、又は(支払われるべき金員のうち一定の金額が不当に留保又は拒否された場合には)残存している金額が全額支払われた日若しくは(これより早い場合には)本社債要項に従って再度本社債又は利札を呈示すれば支払いが行われるという旨の通知が社債権者に対して適式に交付されてから7日が経過した日(但し、かかる呈示をなした時点で実際に支払いが行われることを条件とする。)をいう。本社債要項において、( ) 「元本」は、本社債について支払われる一切の追加額、満期償還金額、期限前償還金額、消却額面金額、及び上記(5)又は変更若しくは補足後の同(5)に従って支払われる元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、( ) 「利息」は、一切の利息額及び上記(4)又は変更若しくは補足後の同(4)に従って支払われるその他一切の金額を含むものとみなされ、また( ) 「元本」及び/又は「利息」は、本項により支払われる追加額を含むものとみなされる。

本社債又は利札が、国際的な決済機関の特定の参加者又は特定の金融仲介機関(それぞれ、以下「参加者」という。)を通じて保有されている場合、租税に関して発行会社による源泉徴収又は控除を受けることなく支払いを受けるためには、かかる保有者が( ) 特殊関係者に該当しない場合でかつ日本国の非居住者若しくは内国法人以外の法人であるか、又は( ) 租税特別措置法及び租税特別措置法施行令(それらに基づく省令及びその他の規則と併せて、以下「本件法」という。)に定める一定の範疇に該当する日本の金融機関(以下「指定金融機関」という。)である場合(これらは全て、本件法の定義に従うものとする。)、かかる保有者は、参加者に対して当該本社債又は利札の保管を委託する時点で、かかる保有者が租税の源泉徴収又は控除を行う要件から免除されることを証明するために本件法により規定される一定の情報(以下「利子受領者情報」という。)を提供するものとし、またかかる免税が適用されなくなった場合(日本国の非居住者若しくは内国法人以外の法人が発行会社の特殊関係者となった場合も含む。)には、参加者にその旨通知するものとする。

本社債又は利札が、参加者により保有されない場合には、租税に関して発行会社による源泉徴収又は控除を受けることなく支払いを受けるためには、かかる保有者が( ) 特殊関係者に該当しない場合でかつ日本国の非居住者若しくは内国法人以外の法人であるか、又は( ) 指定金融機関である場合(これらは全て、本件法の定義に従うものとする。)、かかる保有者は、利息の支払いを受ける都度、それと同時に又はそれ以前に、当該支払代理人又は発行会社に対して、支払代理人から取得した様式の源泉徴収の免除にかかる申請(以下「非課税適用申告書」という。)(かかる申告書にはとりわけ、保有者の氏名及び住所、本社債の名称、関連する利払日、利息の金額並びに同人が非課税適用申告書を提出する資格を有する旨を記載しなければならない。)を、自身の身分証明及び居住地に関する証拠書類を添えて、提出するものとする。

## (8) 時効

本社債及び利札の支払いに関する発行会社に対する請求権は、それぞれの関連日から元本については10年以内、利息については5年以内に請求がなされない限り、時効により無効となるものとする。

## (9) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由(以下「債務不履行事由」という。)が発生した場合、本社債の保有者は財務代理人の所定営業所に宛てて、当該本社債についての払戻が直ちに行われるべきである旨を記した通知を送付することができ、この場合、かかる債務不履行事由が、財務代理人がかかる通知を受領する前に治癒されない限り、本社債の期限前償還金額及び支払日までに発生した利息について直ちに支払期限が到来するものとする。

(a) 不払い:

( )本社債のいずれかについて、その元本の支払期日において元本の支払いが行われなかった場合、若しくは( )本社債のいずれかについて、その利息の支払期日において利息の支払いが7日を超えて行われなかった場合。

(b) その他の義務の違反:

発行会社が本社債に関するその他の一つ若しくは複数のその他の義務の履行を怠り若しくは遵守しない場合で、かかる不履行が治癒不能であるか、社債権者が財務代理人の所定営業所に宛てて当該不履行の通知を行ってから30日以内に治癒されない場合。

(c) クロスデフォルト:

以下のいずれかに該当する場合。

( )発行会社又は主要子会社の現在又は将来におけるいずれかの債務が、債務不履行、潜在的債務不履行、債務不履行事由への該当又はこれらに類する事実(どのように称されるかを問わない。)を根拠としてその所定の満期より前に支払期日を迎えるか、かかる支払期日の到来を宣言され得る状態になった場合。

( )( )に掲げる債務のいずれかについて、支払期日が到来しているにもかかわらず支払いがなされないか、又は、適用される当初の支払猶予期間中に支払いがなされない場合。

( )発行会社又は主要子会社のいずれかが、借入若しくは資金調達を行った金員に関する現在若しくは将来の保証若しくはかかる金員に関する補償に基づいて自身が支払うべき金額を、支払期日が到来しているにもかかわらず支払わない場合。

但し、本(c)に掲げる上記の事由のうち一つ又は複数が発生した債務、保証及び補償の総額が、5百万米ドル又はその相当額(本項が適用される日付において主幹銀行が提示する米ドルに対する当該通貨の直物相場の仲値に基づく。)と同額か、それを上回る場合に限る。

(d) 強制執行手続:

発行会社又は主要子会社の財産、資産又は収益の全部又は重大な部分について差押その他の強制執行、その他の法的措置の対象となり、それが30日以内に取り下げ又は停止されない場合。

(e) 清算又は解散:

発行会社又はいずれかの主要子会社の清算又は解散について、管轄権を有する裁判所による最終的かつ不服申立て不能の命令が下されるか、発行会社又は当該主要子会社においてその旨の有効な決議が可決された場合。但し、かかる清算又は解散が、企業結合、合併又は組織再編の一環として、あるいはそれらに従って行われる場合であり、かつ存続する会社又はその結果として形成された会社が(発行会社の場合は)本社債及び利札に基づく発行会社の債務全て、又は(主要子会社の場合は)当該主要子会社の事業、業務及び資産を有効に引き受ける場合はこの限りではない。

## (f) 担保権者：

発行会社又はいずれかの主要子会社の破産又は債務超過において、その資産及び事業の全て又は実質的に全てを担保権者が所有することとなったか、それらについて受託者又は管財人が選任された場合で、かかる所有又は選任が30日間、取り下げ又は停止されずに継続した場合。

## (g) 支払停止、事業の中断又は債務の支払不能：

発行会社又はいずれかの主要子会社が、(日本の破産法上の)支払停止に陥ったか、(上記(9)(e)に記載の事業結合、合併又は組織再編の一環として行われる場合を除いて)事業の遂行を中止するか、又は、期日が到来した債務について支払いができなくなった場合。

## (h) 債務超過又は解散の判決：

発行会社若しくはいずれかの主要子会社について破産若しくは債務超過の状態にある旨を宣告するか、又は、発行会社若しくはいずれかの主要子会社について破産法、会社更生法、民事再生法、会社法その他これに類する日本若しくはその他の法域の法律に基づいて破産若しくは更生に関する手続き若しくは調整の開始に関する判決を求める申し立てを承認する最終的な判決若しくは命令が、管轄権を有する裁判所により下されたか又は発令された場合で、かかる判決又は命令が30日間、取り下げられずに継続した場合、あるいは、発行会社若しくはいずれかの主要子会社の破産若しくは債務超過において、又はそのいずれかの財産の全てについて、管財人、清算人、受託者若しくは譲受人を選任する旨の、あるいは破産又は債務超過において発行会社若しくはいずれかの主要子会社の清算若しくは解散を行う旨の最終的な判決若しくは命令が、管轄権を有する裁判所により下されたか又は発令された場合で、かかる判決又は命令が30日間、取り下げられずに継続した場合。

## (i) 手続きの開始又は手続きに対する同意：

発行会社若しくはいずれかの主要子会社が、破産、債務整理、会社更生若しくは債務超過に関する日本の法律に基づく自身に関する手続きを開始したか、かかる手続きに同意した場合、又は一般債権者のために取決めを行ったか、一般債権者との間で債務整理に合意した場合。

## (10) 社債権者集会及び変更

## (a) 社債権者集会

2011年6月21日に発行会社と三菱東京UFJ銀行ロンドン支店との間で締結された財務代理契約(その後の変更及び追加を含み、以下「代理契約」という。)は、本社債要項の変更に関する特別決議による承認を含め、本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を審議するための社債権者集会を招集する際の規定を定めている。かかる集会は、当該時点で未償還の本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により招集される。特別決議を審議するために招集される集会の定足数は、当該時点で未償還の本社債の額面金額の過半数を保有する又は保有者を代理する者が参加する必要がある。かつ、2名以上参加する必要がある。また、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を保有する又は保有者を代理する者2名以上を定足数とする。但し、かかる集会の議事に、とりわけ、( )本社債の満期日若しくは償還日若しくは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日の変更、( )本社債の額面金額若しくは本社債の償還について支払われる追加額の減額若しくは取消、( )本社債に関する(一つ若しくは複数の)金利の引き下げ、若しくは金利若しくは利息額を算定する方法若しくは基準あるいは本社債に関する利息額を算定する基準の変更、( )消却額面金額の算定方法を含めた、満期償還金額若しくは期限前償還金額の算定方法若しくは算定基準の変更、( )本社債の支払い若しくは表示に関する通貨の変更、又は( )社債権者の集会において必要とされる定足数若しくは特別決議を可決するために必要とされる過半数に関する規定の変更、に関する議案が含まれる場合はこの限りではなく、この場合に必要とされる定足数は、当該時点で未償還の本社債の額面金額の75%以上(延期集会においては25%以上)を保有する者又は保有者を代理する者が参加する必要がある。かつ、2名以上参加する必要がある。適式に可決されたあらゆる特別決議は、(当該決議が可決された集会に同人が出席していたか否かに関わらず、)社債権者及び全ての利札所持人に対して拘束力を有する。

代理契約には、未償還の本社債の額面金額の90%以上の保有者による又は保有者のための書面による決議は、如何なる目的においても、適式に招集され開催された集会において可決された特別決議として有効かつ効力を生じる旨が規定されている。かかる書面による決議は、1人又は複数の社債権者により又は社債権者のために署名された1つ又は同一の様式による複数の書面によりなされる。

## (b) 代理契約の変更

発行会社は、代理契約の変更、代理契約に関する不履行若しくは予定されている不履行についての宥恕若しくは許諾、又は代理契約の非遵守について、かかる行為が社債権者にとって不利にならないと合理的に判断する場合に限り、これらを認めるものとする。

(11) 本社債及び利札の交換

本社債及び利札が紛失、盗難、損傷、汚損又は毀損した場合、適用法令及び証券取引所その他の関連当局の規則に従うことを条件として、発行会社が随時その目的で指定し、社債権者に通知するところに従い、財務代理人その他の支払代理人の所定営業所において、請求者がそれに関して発生した手数料及び費用を支払うことにより、また、証拠、担保及び補償その他発行会社が要求する事項に関する条件（とりわけ、紛失、盗難若しくは毀損したとされている本社債又は利札がその後支払いのために呈示された場合には、発行会社の要請により発行会社がかかる本社債又は利札について支払うべき金額が支払われる旨規定することができる。）において、交換することができる。損傷又は汚損された本社債及び利札については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(12) 追加発行

発行会社は随時、社債権者又は利札所持人の同意なくして、本社債と同様の要項（なお、当該要項における「発行日」は、本社債の初回発行日を指す。）が適用される追加の社債を設定又は発行することができ、かかる追加発行された社債は、本社債と統合され、本社債とともに単一のシリーズを構成し、本社債要項中の「本社債」という語はそれによって解釈されるものとする。

(13) 通知

本社債の保有者に対する通知は、アジアにおいて一般に頒布されている主要な日刊紙（アジア・ウォール・ストリート・ジャーナルとなる予定）に掲載することにより、有効になされたものとみなされる。かかる掲載を行うことができない場合、アジアにおいて一般に頒布されている別の主要な英字日刊紙に掲載することにより、有効に通知がなされたものとみなされる。かかる通知は全て、当該掲載日、あるいは（複数回又は異なる日付において掲載された場合には）上記に従って最初に掲載が行われた日付においてなされたものとみなされる。

利札所持人は、あらゆる目的において、本項に従ってなされた本社債の保有者に対する通知の内容を知らされているものとみなされる。

本社債が包括社債により表章されており、かかる包括社債がクリアリング・システムに代わって保有されている限度において、社債権者に対する通知は、本社債要項により要求される新聞への掲載に代えて、当該システムに対し、通知を受領する権限を有する口座所有者に連絡するよう当該通知を交付することにより、これを行うことができる。

(14) 準拠法及び管轄裁判所

(a) 準拠法

本社債及び利札並びにこれらに関連し又は起因して発生した契約外の債権債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

(b) 管轄裁判所

本社債又は利札に起因若しくは関連して生じるあらゆる紛争は、英国の裁判所の管轄に服するものとし、したがって本社債若しくは利札に起因若しくは関連して生じるあらゆる法的措置又は手続き（以下「手続き」という。）は、同裁判所に対して提起される。発行会社は英国の裁判所の裁判管轄権に服することに同意し、かかる同意は取り消すことができないものとし、裁判籍を根拠として、あるいは手続きが不便な法廷地で提起されたことを根拠としてかかる裁判所における手続きに対する異議申し立てを行う権利を放棄する。かかる服従は本社債及び利札の各保有者の利益のためになされるものであり、かかる者のいずれかが管轄権を有するその他の裁判所において手続きをとる権利に影響を及ぼすものではなく、また一つ又は複数の法域において手続きをとったことにより、（同時に行うか否かを問わず）別の法域で手続きをとることが妨げられるものではない。

(c) 令状の送達

発行会社は、英国ロンドン EC2Y 9AN ロープメイカー・ストリート 25 ロープメイカー・プレイスに所在する株式会社三菱東京UFJ銀行ロンドン支店を、発行会社のために、また発行会社に代わって英国における手続きに関する令状の送達を受けるその英国における代理人として選任し、かかる選任は取り消し不能とする。かかる送達は、それが発行会社に転送され、発行会社により受領されたかに関わらず、かかる送達受領代理人に交付された時点で完了したものとみなされる。かかる送達受領代理人がいずれかの理由により送達受領代理人として行為ができなくなった場合、又は英国に住所を有さなくなった場合、発行会社は、代わりに送達受領代理人を選任することに同意し、かかる同意は取り消し不能とし、また発行会社は上記(13)に従って直ちにかかる選任について社債権者に通知する。いかなる規定も、法律により許容される方法により令状を送達する権利に影響を及ぼすものではない。

## その他

### (1) 本社債の当初発行

包括社債は、一般預託機関に対するトランシェの当初発行日以前にこれを交付することができる。

ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに関する一般預託機関（以下「一般預託機関」という。）に対して包括社債の当初預託が行われた時点で、ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグは、申込人が申込み及び支払いを行った額面金額に相当する本社債の額面金額をかかるとする。

一般預託機関に当初預託が行われた本社債については、（関連する最終要項に規定されている場合には）その他のクリアリング・システムがユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグとの間で保有する直接又は間接的な口座を通じて、その他のクリアリング・システムにおける申込人の口座に対するクレジットとすることもできる。逆に、その他のクリアリング・システムに対して当初預託が行われた本社債についても、同様に、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ又はその他のクリアリング・システムにおける申込人の口座に対するクレジットとすることができる。

### (2) 口座所有者とクリアリング・システムとの関係

ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ又はその他のクリアリング・システム（以下「代替クリアリング・システム」という。）の記録上、包括社債により表章される本社債の保有者として記録されている各人は、発行会社がかかる包括社債の持参人に対して、包括社債により生じるその他全ての権利に関して行う支払い（かかる支払いはユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ又はかかる代替クリアリング・システムのそれぞれの規則及び手続きに従って行われるものとする。）に対する自身の持分について、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ又はかかる代替クリアリング・システムのみはその権利を主張できる。当該者は、かかる本社債が包括社債により表章される限りにおいて、かかる本社債についてなされるべき支払いに関して発行会社に直接請求する権利を有さず、前述のとおり支払われた各金額について、発行会社の支払義務は、かかる包括社債の持参人に対する支払いにより履行されたものとみなされる。

### (3) 日本国の租税

#### (a) 利息に対する課税

本社債の利息は、一般に利子として課税され、日本国内の居住者及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、原則として20%（15%の国税と5%の地方税、但し、2037年12月31日までに支払われる利息に関しては、復興特別所得税の対象となるため、20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の源泉徴収の対象となる。居住者については、当該源泉徴収により課税関係は終了する。内国法人については、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

上記にかかわらず、2016年1月1日以後に日本国内の居住者が支払を受けるべき一定の本社債の利息は、日本国の税法上20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までは20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率となる。）の申告分離課税の対象となる。

#### (b) 償還差益に対する課税

本社債の償還額が本社債の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合、雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となると考えられる。当該償還差益が内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。本社債の償還額が取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合、所得税法上はないものとみなされると考えられる。当該償還差損が内国法人に帰属する場合は、償還差損は損金の額として、日本国の所得に関する租税の課税所得の計算に算入される。

上記にかかわらず、日本国内の居住者が2016年1月1日以後に本社債の償還を受けた場合には、その償還差益は、20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までは20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率となる。）の税率による申告分離課税の対象となる。その場合、償還差損については、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

#### (c) 譲渡に対する課税

本社債の譲渡による損益については、内国法人が本社債を譲渡した場合に生じた譲渡損益については、益金の額または損金の額として課税所得に算入され法人税及び地方税が課される。日本国の居住者の場合は、譲渡益は非課税となると考えられ、譲渡損は所得税法上はないものとみなされる。

上記にかかわらず、日本国内の居住者が2016年1月1日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は、20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までは20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率となる。）の税率による申告分離課税の対象となる。その場合、譲渡損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

(d) 税制リスク

将来において、本社債に対する課税上の取扱いが変更される場合がある。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

### 第4【その他の記載事項】

発行会社のロゴ及び名称、本社債の名称、売出人の名称が発行登録追補目論見書の表紙に記載される。さらに発行登録追補目論見書の表紙裏に、次の記載がなされる。

マネックスグループ株式会社2013年10月17日満期0.70%円建社債（「第27回個人向けマネックス債」と略称することがあります。）（以下「本社債」といいます。）の元本と利息の支払いはマネックスグループ株式会社（以下「発行会社」といいます。）の義務となっております。したがって、発行会社の経営・財務状況の悪化等により、発行会社が発行会社の本社債の元本又は利息を支払わず又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがあります。

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下しますので、本社債が時価評価の対象とされている場合には償還前においても評価損を被り、また、本社債を償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。

本社債についてその流通性や市場性は何ら保証されるものではなく、償還前の売却が困難な場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

下記の文言が発行登録追補目論見書の表紙裏と代理人表示頁との間に挿入される。

### リスク要因及びその他の留意点

本社債への投資には、一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適当か否か判断するにあたり、以下に掲げるリスク要因及びその他のリスク要因を検討する必要がある。ただし、以下の記載は本社債に含まれるすべてのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではない。

#### 本社債の流通市場の不存在

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通されることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債の所持人は、円金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期償還日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、満期償還日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合のみ、本社債に投資されたい。

#### 信用リスク

本社債の価値は、発行会社の信用格付、財務状況若しくは業績が実際に変化した場合又はその変化が予想される場合に影響を受けることがある。また、本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠しており、発行会社の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に損失が生じる可能性がある。

#### 中途売却価格に影響する要因

上記「本社債の流通市場の不存在」において記述したように、本社債の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

満期償還日前の本社債の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示した。

##### 金利

円金利が下落すると本社債の価格が上昇し、円金利が上昇すると本社債の価格が下落する傾向があると予想されるが、発行会社の信用状況によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

##### 発行会社の格付

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

#### 税制リスク

将来において、本社債に対する課税上の取扱いが変更される場合がある。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因を理由とする本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本社債の購入を検討中の投資家は、その個別の事情に本社債が適合するか否かを詳細に考慮した後に限り、投資の決定を行うべきである。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第8期）（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）平成24年6月25日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（第9期第1四半期）（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）平成24年8月10日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（第9期第2四半期）（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）平成24年11月9日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（第9期第3四半期）（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）平成25年2月8日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年4月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月25日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年4月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月1日に関東財務局長に提出

## 7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年4月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年9月28日に関東財務局長に提出

## 8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年4月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年1月15日に関東財務局長に提出

## 9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年4月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年3月21日に関東財務局長に提出

## 10【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成24年9月28日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成25年4月4日）までの間に於いて生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

マネックスグループ株式会社 本店  
（東京都千代田区麹町二丁目4番地1）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。